

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

令和2年3月

茨 城 県

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和2年2月5日付け国住指第3643号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

本県における法区分（建築基準法（以下「法」という。）第6条第1号～第4号）毎及び適判物件の審査に要する平均所要期間（H31.4～R1.12）は下表のとおりである。

総日数でみると、法第6条第1号については50.0日、同第3号については44.7日、同第4号については27.8日、適判物件については66.1日となっている。

また、実審査日数では、法第6条第1号物件については29.5日、同第3号物件については25.8日、適判物件については33.6日と法定審査期間内での処理が行われているが、同第4号物件については11.9日の審査日数を要しており、図面の補正等にも約二～三週間の期間を要している。

法区分	確認申請から確認済証交付		(総日数) - (実審査日数)
	総日数	実審査日数	
1号	50.0	29.5	20.5
3号	44.7	25.8	18.9
4号	27.8	11.9	15.9
適判物件	66.1	33.6	17.3

※分析対象：H31.4～R1.12に確認済証を交付した建築物（2号は対象物件なし）

※実審査日数：総日数から中断日数を除いた日数

(2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析及びその対応

本県においては、物件毎の審査に要する平均所要期間（H31.4～R1.12）では、一部の物件で法定期間内に確認処理されていないことがわかる。

これは、審査に長期間を要していることに加え、申請図書等の不備により補正完了までの期間も要していることが原因となっている。

今後、確認審査の迅速化等を推進するためには、補正の指示後も申請者（代理者をたてている場合には代理者。以下「申請者等」という。）の対応についてフォローアップ等が必要と考えられる。

なお、設計図書等の補正等が必要な場合には、「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行っている。

(3) 確認審査の流れ

本県における確認審査の流れは別添のとおりとなっている。

関係法令の運用等に関する平準化を図るため、市特定行政庁や指定確認検査機関との連携を強化し、建築指導行政の円滑な執行を確保している。

また、構造計算適合性判定機関に関して、本県では14機関に委任している。

(4) 確認審査の体制

本県においては、特定行政庁（9市）を除く市町村を対象に建築確認業務を行っており、審査機関は、本庁及び出先機関（4県民センター）である。

本庁での建築確認業務は、2,000㎡以上又は5階建て以上の大規模物件（工場、倉庫及び公立学校を除く）等とエレベーター設備等を対象としており、それ以外の建築確認業務は、県内を5つのエリアに区分し、エリア毎に県央建築指導室及び各県民センターで確認審査業務を行っている。

(5) 事前相談

円滑な確認審査のため、申請者等からの求めに応じて、随時、事前相談を実施している。

(6) 審査担当者会議

建築調整会議や茨城県特定行政庁連絡協議会建築分科会等を活用し、建築確認審査業務の円滑化及び迅速化を図っている。

(7) その他

指摘事項のバラツキをなくすための工夫として、茨城県建築基準法取扱集の作成等を行っている。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取り組み方針を以下のよう定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・確認図書の受付の時点で、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等を、チェックシート等を作成し、それにより確認する。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ①申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ②設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者等とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・確認図書の受付後、意匠審査を行った上で、構造審査と設備審査を並行して実施するなど、必要に応じて、複数の担当者で並行して審査を行う。意匠審査においては、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについての問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。
- ・特に適判物件については、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。
- ・補正等の書面の交付を行った物件については、期限までに確実に補正が行われるよう、必要に応じて、申請者側の対応についてフォローアップ等を行う。
- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

- ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査をできる限り並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

(4) 消防同意手続きとの並行審査の具体的方法

- ・消防同意については、必要に応じ平行審査を行うこととし、確認審査において設計図書の補正等が生じた場合には、申請者等に消防同意図面についても補正内容を反映させるよう指示する等、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

(5) 特定行政庁と指定確認検査機関などの建築関連団体との意見交換の実施

- ・茨城県特定行政庁連絡協議会などを通して、県、特定行政庁、指定確認検査機関、委任構造計算適合性判定機関、設計者との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、委任構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・審査に係る苦情を受け付ける窓口を建築指導課に設置し、HPを開設する等窓口の多様化を図る。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・寄せられた苦情については、定期的に整理し、実態を調査のうえ、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うものとする。

(4) 審査員への指導等の取り組み方針

- ・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換、意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。
- ・審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

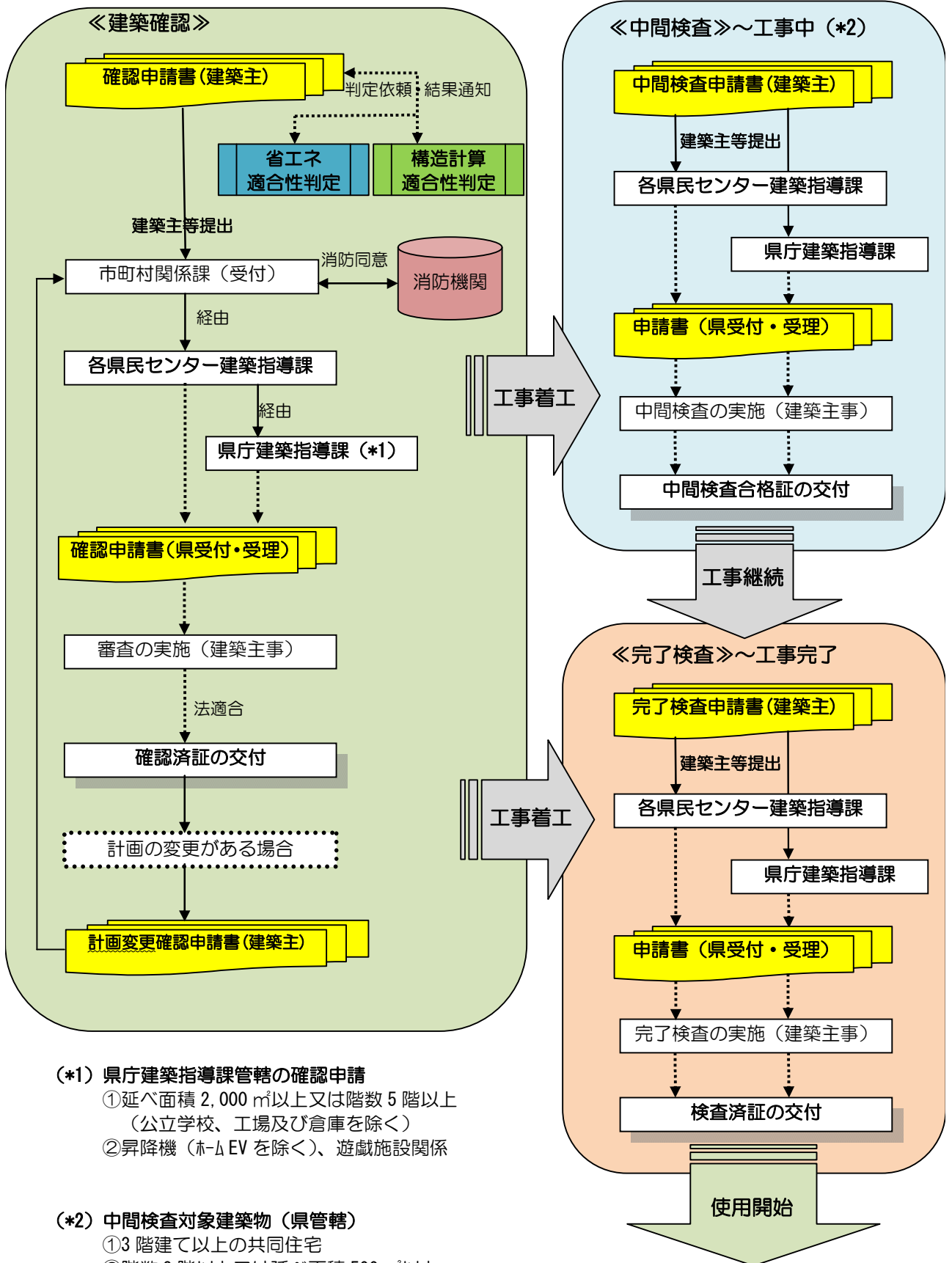
(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・日本建築行政会議、茨城県特定行政庁連絡協議会や建築調整会議を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図るとともに、指摘事項等のバラツキの削減を図る。

6. その他

(1) 設計者等との意見交換の実施

- ・必要に応じて、県及び県民センターと地元の建築関係団体とで意見交換を行う場を設けることとする。



- (*1) 県庁建築指導課管轄の確認申請
- ①延べ面積 2,000 m²以上又は階数 5 階以上
(公立学校、工場及び倉庫を除く)
 - ②昇降機 (ホーム EV を除く)、遊戯施設関係

- (*2) 中間検査対象建築物 (県管轄)
- ①3 階建て以上の共同住宅
 - ②階数 3 階以上又は延べ面積 500 m²以上
 - ③木造の共同住宅、長屋及び分譲住宅 (延べ面積 100 m²以上)
 - ④用途地域内の木造の自己用住宅 (延べ面積 150 m²以上)